別記第十二号(第四十八条関係)

剰余金処分計算書様式

何年度(地方公共団体名)何事業剰余金処分計算書

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高			
議会の議決による処分額			
何々			
何々			
条例第　条による処分額			
何々			
何々			
処分後残高			(繰越利益剰余金)

(注)1　欠損金処理計算書は、この様式に準じて作成すること。

2　この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものであること。

3　「何々」は、処分の内訳について事由(何々積立金の積立、欠損補填など)ごとに記載すること。

4　条例第　条による処分額の欄は、法第32条第2項及び第3項の規定に基づく条例の規定により処分を行つたものについて、記載するものであること。